

『第3期スポーツ基本計画』における施策と
『第2期大分県スポーツ推進計画』における施策の関連性整理表

『第3期スポーツ基本計画』における施策と『第2期大分県スポーツ推進計画』における施策の関連性整理表

第3期スポーツ基本計画	第2期大分県スポーツ推進計画			
	生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成	県民スポーツを支える環境づくりの推進	世界に羽ばたく選手の育成	スポーツによる地域の元気づくり
(1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出				
① 広く国民一般に向けたスポーツを実施する機会の創出				
・ スポーツ主管課と教育・福祉主管課等で連携し、地域のスポーツ団体やスポーツ施設、総合型クラブ等及び、医療機関・福祉施設等の関係者の連携体制を構築する。	1 (2) 青年・壮年期④関係団体と連携したスポーツ環境の整備・充実	—	—	—
・ 地域住民の健康状態に応じた安全かつ効果的な運動・スポーツプログラムの情報提供	1 (3) 高齢期②指導者の育成とプログラムの普及	—	—	—
・ 日常生活の中で気軽にできる運動やスポーツ・レクリエーションの実施	1 (4) ライフステージ①少年期のスポーツイベントの推進	—	—	—
② 学校や地域における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力の向上				
・ 部活動の運営主体の学校から地域への移行について、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、各地域の実態に応じた様々な課題に対応するための実践研究を地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、運動・スポーツ指導者の資質向上や相互派遣、活動の場の調整等について連携・協力を促進する。	1 (1) 幼児期・少年期③スポーツ環境の整備・充実	—	—	—
・ アーバンスポーツや誰もが等しく参加できるスポーツ、レクリエーション志向などの活動も含めて、多種多様なスポーツの機会の提供を促進する。	1 (1) 幼児期・少年期④スポーツ少年団等における指導環境の充実	—	—	—
・ 体育が苦手な児童生徒のための授業づくりなどの教員研修、指導の手引きやICTの活用も含めて、体育・保健体育の授業の充実を図る。	1 (4) ライフステージ②青・壮年期のスポーツイベントの充実	—	—	—
・ 1 (1) 幼児期・少年期②学校における体育授業等の充実	—	—	—	—
③ 女性、障害者、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上				
・ 女性がスポーツをしやすい環境の整備について、地域のスポーツクラブや研究機関、医療機関等の関係団体間で情報を共有、連携して普及啓発や環境整備等を行えるよう支援する	2 (2) 女性のスポーツ①女性がスポーツを楽しむための環境の整備	—	—	—
・ 障害者が身近な場所でスポーツを実施できるよう、全国障害者スポーツ大会の活用や、総合型クラブとの連携も図りながら、地域の課題に応じたスポーツ実施環境の整備に取り組む	2 (1) 障がい者①障がい者のスポーツ機会の充実	2 (3) スポーツ施設②スポーツ環境を充実させるための施設運営	—	—
・ 誰もがスポーツ施設でスポーツを行いやすくするため、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化等について、先進事例の情報提供等により推進する。	2 (1) 障がい者②障がい者スポーツの環境整備	—	—	—
④ 大学スポーツ振興				
・ 大学スポーツの重要性について、大学関係者が集まる場等を積極的に活用し、広く大学関係者全体、特に大学トップ層の理解を更に促進する。	—	—	—	—
・ 大学スポーツが有する資源（施設、人材、知的資源など）を存分に活用した地方創生を推進	—	—	—	—
・ UNIVASは、日本らしい大学スポーツの全国統括団体として、大学スポーツ振興という目的を共有する国と連携・協力した取組を進めるよう努める。	—	—	—	—
(2) スポーツ界におけるDXの推進				
① 先進技術・ビッグデータを活用したスポーツ実施の在り方の拡大				
・ 民間事業者は、必要に応じて国の支援を受け、VRやAR等のデジタル技術を活用してスポーツを新たな方法で楽しむ機会の創出に係る技術開発や普及啓発を推進する。	—	—	—	—
・ 多様な主体それぞれが平等に地域のスポーツ実施に参画できるよう、リモートによる体操教室や会話などの双方向的な交流を生むスポーツの場の提供等について支援する。	—	3 (2) 行政機関④関係機関・団体と連携した安心・安全なスポーツ体制の確保	—	—
・ 国・（独）日本スポーツ振興センターは、デジタル技術等を活用したアスリート支援の充実を図るため、情報収集・データ分析や、先端技術を活用したスポーツ医・科学等の研究	—	—	(4) 競技力向上①スポーツ医学の知見等を活用した支援体制の整備	—
② デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出				
・ デジタル技術を活用して、競技者が互いの距離や時間等を気にせずスポーツを楽しむこと等、新たなスポーツづくりを含むビジネスモデル創出への支援も行う。	—	—	—	—
・ 指導の高度化や指導現場から暴力・暴言を無くすためにも、言語化しにくい内容を映像やデータにより理解できるよう、指導現場におけるデジタル活用を推進する。	1 (1) 幼児期・少年期②学校における体育授業等の充実	—	—	—
・ スポーツの場におけるデジタル技術の活用やデータの分析を通じて新たなビジネスモデルを創出することができる人材を育て、増やしていくための支援を行う。	—	—	—	—
(3) 国際競技力の向上				
① 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立				
・ JSC、JOC及びJPCは、各NFによる中長期の強化戦略プランの実効性を支援するため、引き続き、PDCAサイクルの各段階での支援等に協働で取り組む。	—	—	(3) 競技力向上②関係団体と連携した一貫指導体制の構築	—
・ JOC、JPC及びNFは、従前の取組の成果を踏まえつつ、選手強化活動全体の強化責任者、海外から招へいた人材を含む優秀な指導者・スタッフ等の育成・配置を進める。	—	—	(1) 競技力向上②年代や競技の枠を超えた連携体制の整備	—
・ 国は、各NFの実情を踏まえつつ、NFが自立して様々な活動を進めていくための組織基盤の確立・強化に向けた取組を支援することで、NFの持続的かつ自立的な運営を促進す	—	—	(2) 競技力向上①競技団体や学校体育団体等の活性化	—
② アスリート育成パスウェイの構築				
・ 国及びJSCは、アスリートの戦略的な発掘・育成・強化に向けて、地方公共団体、競技団体、JSPO、JP SA、その他関係機関等による取組の有機的な連携を図る。	—	—	(4) 競技力向上②アスリートが継続的に活動できる就職支援	—
・ アスリートの適性や競技特性を考慮した将来有望なアスリートの発掘を支援する。特に、パラ競技については、更に幅広い層へのアプローチが可能となるよう取り組む。	2 (1) 障がい者③障がい者スポーツの競技力向上	—	(3) 競技力向上①ジュニア世代を対象としたスポーツ体験機会の拡大	—
・ 将来メダル獲得の可能性が高い競技や有望アスリートに対して、スポーツ医・科学、情報等の活用や海外派遣などを通じて、集中的な育成・強化への支援を実施する。	—	—	(3) 競技力向上③関係団体と連携した強化事業の充実	—
③ スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実				
・ 国及びJSCは、スポーツ医・科学、情報等を活用したトップアスリートへの支援など、トップアスリートに対して多面的で専門的かつ高度な支援を実施する。	—	—	(4) 競技力向上①スポーツ医学の知見等を活用した支援体制の整備	—
・ 国及びJSCは、アスリートが大舞台で本来の実力を発揮できるよう、メンタルトレーニングの普及啓発を含む、心理面のサポートの充実を図る。	—	—	(4) 競技力向上①スポーツ医学の知見等を活用した支援体制の整備	—
・ パラ競技の国際競技力向上に当たって、障害に応じた選手の適性判断や助言、公平なクラス分けの国際基準作りへの参画が重要なため、クラス分けに係る調査研究や人材育成・配	—	—	—	—

第3期スポーツ基本計画		第2期大分県スポーツ推進計画			
		生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成	県民スポーツを支える環境づくりの推進	世界に羽ばたく選手の育成	スポーツによる地域の元気づくり
④	地域における競技力向上を支える体制の構築 地域のアスリート育成において、スポーツ医・科学、情報等によるサポートを受けられる体制を整備するため、地域におけるスポーツ医・科学、情報等によるサポートを担う人材地域における競技力向上を支える体制の構築を進め、これをNFにおける選手強化活動に連続させる、地域と一体となったアスリート育成のための仕組みづくりに取り組む。	—	—	—	—
(4)	スポーツの国際交流・協力			(3)競技力向上②関係団体と連携した一貫指導体制の構築	—
①	国際スポーツ界への意思決定への参画 国は、IF、AF等の日本人役員の増加及び再選に向けたNFの取組を支援する。また、IF等で活躍できる人材の発掘・育成、次世代を担うNF等の職員の関係機関への派遣を国は、NFが国際スポーツ情勢やIFの役割を踏まえ、NF相互の連携の強化を図りつつ、戦略的な支援を行う。 国は、JSCのローザンヌ拠点の活用等により、スポーツをとりまく国際的情報を収集するとともに、我が国の取組について国際的な情報発信をしていく。	—	—	—	—
②	スポーツ産業の国際展開 国は、スポーツ産業の国際展開を促進するためのプラットフォームの検討を行いつつ先進事例や機運醸成のための情報発信を推進する。 国は、国際的な展示会・商談会等へ、我が国の幅広いスポーツ関連産業の参加を促進する。また、関心のある国内企業やスポーツ団体等に対して情報提供を行い、国内のネット国は、スポーツを核としたオープンイノベーションプラットフォーム(SOIP)と連携し、企業や取組事例の国際展開を図る。	—	—	—	—
③	スポーツを通じた国際交流・協力の促進 国は、スポーツ分野の政府間国際協力を引き続き推進する。また、地域間の相互理解を深めるため、人材交流を支援する 国は、国内外においてスポーツを通じた幅広い国際交流活動を実施する。	—	—	—	(3)ラグビーワールドカップ②大分で試合を行った国・地域とのつながりを活かした取組の推進 (3)ラグビーワールドカップ②大分で試合を行った国・地域とのつながりを活かした取組の推進
④	国際競技大会の招致・開催に対する支援 国は、2026年の第20回アジア競技大会(愛知・名古屋)を始めとした国際競技大会の円滑な開催や新たな招致に向け、大会の開催目的や計画、取組状況等を踏まえ引き続き支援する 国は、国際競技大会の招致・開催に取り組む自治体等へ関係団体間の積極的な関係構築やノウハウ共有を促していく。 国は、2030年オリンピック・パラリンピック冬季競技大会の北海道・札幌招致の成功に向けた支援について検討する。	—	—	—	(3)ラグビーワールドカップ③世界トップクラスの国際試合等の誘致 (2)ラグビーワールドカップ②市町村と連携した合宿チームへの支援と交流機会 (3)ラグビーワールドカップ③世界トップクラスの国際試合等の誘致
⑤	オリ・パラ教育の知見・経験等をいかした教育活動の展開 国は、オリ・パラや国際的なスポーツ大会の意義等について、学習指導要領を踏まえた指導が継続的になされるよう取り組む。 地方公共団体は、スポーツ担当部局と教育委員会との連携を密に図りつつ、様々な競技のアスリートと児童生徒との交流活動、体験活動の機会、国際交流活動等を継続的に提供す JSCは、スポーツ・デジタル・アーカイブに係るガイドラインを踏まえ、スポーツ資料のアーカイブ化・ネットワーク化を引き続き推進する。	—	—	—	—
(5)	スポーツによる健康増進				
①	健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成果の利用促進 国は、地方公共団体等に対し、各地域の実態(住民の特性・施設の整備状況等)に応じた効果的なスポーツ実施促進施策について調査・検討を行えるよう支援する。 国は、関係省庁や研究機関と連携して、心身の健康に資するスポーツや、スポーツ実施率の向上政策、スポーツを通じた社会課題解決推進のための政策に資する研究を支援する。 国は、地方公共団体やスポーツ関係団体、民間事業者、経済団体等に対し、科学的根拠に基づき、健康に資するスポーツに関する情報を分かりやすく発信する。	—	3(2)行政組織の連携①スポーツ推進体制の整備 3(2)行政組織の連携①スポーツ推進体制の整備 3(1)スポーツ情報の収集①スポーツ情報システムの構築	—	—
②	医療・介護、民間事業者・保険者との連携を含む、スポーツによる健康増進の促進 国は、地方公共団体、学校、地域のスポーツクラブ等に対し、スポーツによる幅広い健康増進効果やスポーツ実施促進の効果的な取組方法等の情報を共有し、普及啓発活動を行え 国は、科学的根拠に基づき、健康づくりに資するスポーツに関する情報の周知や、地域住民の健康状態に応じた安全かつ効果的な運動・スポーツプログラムの提供を支援する。 国は、地方公共団体に対して、スポーツを通じて地域住民の健康増進を推進するため、「スポーツ健康都市宣言」やそれに類する宣言を行うよう働きかける。	1(3)高齢期④健康・体力づくりなどの情報提供 1(3)高齢期②指導者の育成とプログラムの普及	—	—	—
(6)	スポーツの成長産業化				
	国は、地方公共団体が中心となって取り組むスタジアム・アリーナ整備について、民間活かも活用し、スポーツの成長産業化及び地域活性化を実現する基盤として着実に推進す プロスポーツを含めた各団体と他産業とのオープンイノベーションを通じた新たなビジネスモデル開発を支援すべく、機運醸成、先進事例の創出や優良事例の収集・表彰等を引き 国は、スポーツの自立的発展に向けて、スポーツ団体の収益力を向上させるため、スポーツ経営人材の育成やスポーツ団体の経営力強化等を支援する。	—	—	—	—

第3期スポーツ基本計画	第2期大分県スポーツ推進計画			
	生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成	県民スポーツを支える環境づくりの推進	世界に羽ばたく選手の育成	スポーツによる地域の元気づくり
(7) スポーツによる地方創生、まちづくり				
① スポーツによる地方創生、まちづくり				
地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、地域おこし協力隊など国の施策の活用事例の周知を図りながら、地域により特色ある「スポーツ・健康まちづくり」の創出を全国で加速化させる。	—	2 (1) 地域の特性を活かした③天然・自然環境を活用したスポーツプログラムの開発とその情報提供	—	—
スポーツによる地方創生においても重要な要素の一つであるスポーツツーリズムについて、「アウトドアスポーツツーリズム」や、「武道ツーリズム」について、コンテンツ開	—	—	—	(2) スポーツ文化④スポーツツーリズム
地域スポーツコミッションの更なる「質の向上」のため、従前の地域外からの誘客を図る活動に加え、地域から求められる役割を果たすとともに、その経営の安定性を高める活動	—	—	—	—
② 周辺地域の整備と調和のとれた国立スポーツ施設の民間事業化の推進				
国は、JSCが民間事業への移行に向けた業務を着実かつ円滑に進めることができるよう、国立競技場の運営管理に関する民間事業化の事業スキームを構築するなど必要な取組	—	—	—	—
JSCは、国立競技場の運営管理について、民間事業への移行を図るとともに、新秩父宮ラグビー場の整備・運営について、民間活力を活用した事業方式により実施する。	—	—	—	—
(8) スポーツを通じた共生社会の実現				
① 障害者スポーツの推進				
国は、JPISAが行っている障がい者スポーツ指導員養成研修等に対する支援等により、障害者スポーツに係る指導者やその他障害者スポーツ関連スタッフの数を増加させる。	2 (1) 障がい者③障がい者スポーツの競技力向上	—	—	—
国は、障害者スポーツに係る情報発信の充実、ボランティア参加の促進等を通じ、一般社会における障害者スポーツの理解促進を図るとともに、障害者スポーツを体験する機会の	—	—	—	—
国は、障害のある人となない人が一緒にスポーツを行えるよう、パラ教育の情報提供を行うとともに、地域スポーツ環境の基盤強化や一般のスポーツ施策と障害者スポーツ施策の連	2 (1) 障がい者①障がい者のスポーツ機会の充実	—	—	—
② スポーツを通じた女性の活躍促進				
女性役員採用に積極的なスポーツ団体と女性役員候補者のマッチングモデルの形成やスポーツ団体内部における女性役員候補者の育成支援等により、女性役員の登用・育成を支	2 (2) 女性のスポーツ②スポーツ団体における女性役員の登用促進への支援	—	—	—
国は、女性スポーツに関し、ASEAN諸国等における持続的な協力体制を構築する中で、国際的な視野をもった国内人材の質を高め、国内における女性スポーツの更なる発展	2 (2) 女性のスポーツ③女性指導者の積極的な育成	—	—	—
国は、インターネット上の誹謗ひぼう中傷や、性的な意図を持った写真や動画の撮影・流布による被害を防止するため、意識啓発及び被害防止のための関係団体の取組事例の共有	—	—	—	—
(9) 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化				
国は、JSCや統括団体と連携し、スポーツ団体に対し、それぞれの団体が自主的・自律的なガバナンス改革を実行できるよう、ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等を	—	3 (2) 行政組織の連携②スポーツ関係団体におけるガバナンス向上の取組の推進	—	—
国は、スポーツ団体が横断的に情報交換をできるような連絡会議の開催を通じて情報連携を促進するとともに、スポーツ団体に所属して戦略的な経営等を行う人材の育成や雇用創	—	3 (2) 行政組織の連携③スポーツ関係団体の整備・充実	—	—
(10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」				
① 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」の実現				
国は、公立や民間のスポーツ施設の実態を3年に1回把握・公表し、地方公共団体による計画の内容充実、計画に基づく施設の集約・複合化や既存施設の有効活用等の着実な実行	—	—	—	—
国は、民間スポーツ施設や大学スポーツ施設も含め、地域に存在する多様なスポーツ施設の有効活用を推進する。	—	—	—	—
国は、デジタル技術を活用した施設情報のオープン化等による施設の収益性、利用や観戦のしやすさを向上させる取組について、先進事例の情報提供等により推進する。	—	2 (3) スポーツ施設②スポーツ環境を充実させるための施設運営	—	—
② 地域のスポーツ環境の構築				
国、JSPPO及び地方公共団体は、中間支援組織が取り組む総合型クラブの自立的な運営を含む質の充実や地域課題の解決に向けた取組を支援する。	3 (1) 総合型①中間支援組織による総合型クラブの質的充実支援	—	—	—
総合型クラブの登録・認証制度を47都道府県で運用開始し、総合型クラブの質的な向上を図るとともに、総合型クラブと地方公共団体等との連携による地域課題の解決に向けた取	3 (1) 総合型⑥「新しい公共」を担う総合型クラブの育成	—	—	—
国は、地方公共団体等と連携し、学校体育施設の活用を促進するとともに、利用者としてスポーツ施設のマッチング体制や予約システムの整備・利便性の向上を図る。	2 (2) 学校体育施設②学校体育施設開放時業の促進	—	—	—
③ スポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保				
国は、ガバナンスコードにおいて、全てのNFが人材育成及び活用に関する計画を策定できるよう後押しする。	—	3 (2) 行政組織の連携②スポーツ関係団体におけるガバナンス向上の取組の推進	—	—
国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、NF等が実施する現役時のアスリートのデュアルキャリア形成支援が円滑に行われることを促す。	—	—	—	—
国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、スポーツ分野におけるあらゆる暴力等の根絶に向けて、相談窓口のより一層の周知とその活用等を図る。	—	—	—	—
(11) スポーツを実施する者の安全・安心の確保				
① スポーツ指導における暴力・虐待等の根絶				
スポーツの価値を脅かす暴力、ドーピング、不法行為等をせず、また、行わないように倫理観や規範意識を含めたアスリート等の人的成長を促すことのできるスポーツ指導者を	1 (1) 幼児期・少年期③スポーツ環境の整備・充実	—	—	—
② アスリートに対する誹謗ひぼう中傷・写真や動画による性的ハラスメントの防止				
国は、インターネット上の誹謗ひぼう中傷や、性的な意図を持った写真や動画の撮影・流布による被害を防止するため、意識啓発及び被害防止のための関係団体の取組事例の共有	—	—	—	—
③ スポーツ事故・スポーツ障害の防止				
国は、競技団体、地域スポーツクラブ等に対し、スポーツ安全に係る情報を発信し安全対策を促す仕組みを整備し、定期的に普及啓発を行う。	1 (1) 幼児期・少年期④スポーツ少年団等における指導環境の充実	—	—	—
国は、JSC及び地方公共団体と連携し、災害共済給付業務等から得られる学校体育活動中の死亡事故等の情報提供や事故防止に関する研修等を充実する。	1 (1) 幼児期・少年期③スポーツ環境の整備・充実	—	—	—
国は、地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、今後の気候変動の状況や競技の特性を踏まえ、スポーツ大会の開催時期等の見直しを図る。	—	3 (2) 行政機関④関係機関・団体と連携した安心・安全なスポーツ体制の確保	—	—

第3期スポーツ基本計画	第2期大分県スポーツ推進計画			
	生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成	県民スポーツを支える環境づくりの推進	世界に羽ばたく選手の育成	スポーツによる地域の元気づくり
(12) スポーツ・インテグリティの確保				
① スポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底				
・ ガバナンスコードの改訂や適合性審査の運用の在り方の再検討を含め、各団体にガバナンスを強化させるための仕組みについて見直しを行う。	—	3 (2) 行政組織の連携②スポーツ関係団体におけるガバナンス向上の取組の推進	—	—
・ 一般スポーツ団体に対するガバナンスコードの普及に努めつつ、ガバナンスコードに基づいた自己点検結果を自主的に公表することとなっている制度運用の在り方等について必要	—	3 (2) 行政組織の連携②スポーツ関係団体におけるガバナンス向上の取組の推進	—	—
・ 国は、暴力等の根絶に向けて、団体と連携し、暴力等事案の発生防止のための相談窓口の設置拡大を含めた普及・啓発活動を行う。	1 (1) 幼児期・少年期③スポーツ環境の整備・充実	—	—	—
② 紛争解決制度の整備				
・ スポーツ仲裁・調停制度の理解増進等を推進し、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決が促進されることを目指す。	—	—	—	—
・ J S A Aは、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決促進のため、国の支援も受けつつ、スポーツ仲裁・調停制度の見直し等を行い、財務基盤や人的資源を含めた体制の整備	—	—	—	—
③ ドーピング防止活動の推進				
・ 国は、J A D A等と連携し、国際検査機関が実施する国際的な検査員の育成プログラム等にJ A D Aの職員等を派遣するなど、引き続き国内の持続可能で適切な検査分析体制を整	—	—	—	—
・ 国は、J S C、J A D A等と連携し、血液ドーピングや遺伝子ドーピング等の高度化するドーピングについて問題意識を関係者に共有しつつ、適切なドーピング防止体制を検討し	—	—	(4) 競技力向上①スポーツ医科学の知見等を活用した支援体制の整備	—
・ 国は、J S C、J A D A等と連携し、2021年に発効した「結果管理に関する国際基準」を遵守した結果管理体制の構築を促進する。	—	—	—	—